

水源開発問題全国連絡会◆東京都千代田区麹町2-7-3西川ビル201

## 水源連総会

1996.11.23 ~ 25

## 徳山ダム反対全国集会 報告

岐阜県大垣市

去る11月23、24日に「水源開発問題全国連絡会第三回総会」と「徳山ダムの建設をやめさせ、山の再生を求める全国集会」が岐阜県大垣市で開かれました。総会と全国集会の内容は次のようなものでした。

### 徳山村現地学習会

総会に先だって参加者の大半が参加しての徳山ダム現地学習会が行われました。マイクロバス2台と自家用車数台に64人が分乗し、揖斐川沿いに細い道路をさかのぼり、旧徳山村徳山ダム計画地で現地の現状とダムの問題点を地元「徳山ダム建設中止を求める会」の方々の案内で学習しました。廃村となった旧徳山村の自然・清流を見るとともに、廃校となった小学校の校舎などを見学し、村に戻って生活している村人たちとも会話をしてきました。その中で参加者は、旧徳山村を廃村にしてまで進められてきた、徳山ダム計画の不当性を確認しました。

徳山ダムの水没予定地から徳山村の人々が移転してから、すでに10年近くの歳月が経過しています。村は消滅して藤橋村に吸収され、約500戸、約1700人の人々は下流の揖斐川町や本巣町、北方町などに移り住みました。しかし、共有林（本郷地区）の買収問題が未解決のこともあって、関連工事は行われているものの、予定地はそのままになっています。

慣れない都市生活を強いられた村民にとって旧徳山村での生活は何よりも換えがたいものがあるのでしょう。夏期は戸数も多いようですが、冬期は五～六戸が村内に戻って生活しています。その戸数が少ないのは補償費を受け取る条件として、住宅地をさら地にして明け渡すことになっており、ほとんどの村民は戻ってきても、住む家がないという事情があるからです。家がほんの少し残っていますが、それ

はまだ移転交渉が終わっていない村民の場合のようです。

廃校になった徳山小学校の窓から、さら地になった家々の跡地をみると、ダムというものが人々の生活を根こそぎ奪ってしまうものであることをあらためて感じざるをえませんでした。その旧村民にとって名古屋が徳山ダムの水利権の半分について返上を申し出たことは大きな衝撃でした。「一体何のために我々は住み慣れた故郷を追い立てられたのか。」その怒りは当然のことです。

しかし、徳山ダムの必要性がないことは前から明らかになっていたことです。昭和40年代の高度成長時代が終焉してから、木曾川流域の水需要の増加はわずかのものとなりました。その結果、保有水源の余裕が十分にある木曾川水系では新たな水源開発が不要であることは誰の目から見ても、明らかになりました。長良川河口堰の必要性のなさはよく知られていますが、同じ木曾川水系の徳山ダムが必要であるはずがありません。徳山ダムによって6立方m/秒の水利権の配分を受ける名古屋市はその費用負担の大きさに音をあげて、3立方m/秒の水利権の返上を申し入れました。なお、徳山ダムは水道10.5立方m/秒、工業用水4.5立方m/秒の合計15立方m/秒の開発と洪水調節を目的としています。

建設省はこの3立方m/秒分を渇水対策用に振り替えることで対応しようとしています。これでは愛知、岐阜、三重県の負担が増えることになり、すんなりと決まるとは思われません。〔注〕渇水対策用になると、治水と同様、国と県が2:1の負担になる。

徳山ダムの治水目的もあやしげなもので、揖斐川の治水計画そのものが徳山ダムの必要性を無理やり作り出すために捏造されたものだという指摘もされ

ています。そのように必要性のないダムであることは明らかであったにもかかわらず、ダムをつくること自体を目的にして、行政当局は旧徳山村の人々を下流へと追い払ったのです。徳山ダムには、必要性がなく、各自治体に巨額の負担をさせるという問題の他に、イヌワシ、クマタカなどの貴重な生物の生息を困難にさせるなどの問題もあり、何としても中止すべき事業です。もちろん、旧徳山村の村民感情としてそれは許しがたいことですが、それは、不当な理由で、村民を追い立てた行政当局の責任で村の再生を図ることによって解決すべき問題です。

## 第3回水源連総会

### ◆深夜まで熱心な討議

大垣市内で23日夜行われた総会では、全国から80名の参加がありました。まず、矢山代表から、大垣市の全国集會会場使用取り消しという不当な決定に対して、地元「徳山ダム建設中止を求める会」を中心として全国の力で使用可能にしたこと。同時に岡山の苦田でも同様の事件が有り全国からの抗議も含めて他の公共施設での使用を認めさせたこと等について語られ、ダム建設阻止のため全国で手をつないで大きな成果をあげていこう。とのあいさつがありました。

続いて、地元「徳山ダム建設中止を求める会」の上田代表から、歓迎のあいさつとともに、「細々と声を上げたら全国からの声援があり、その支援に推されて今日まで運動を続けてきた。審議会の答申も近いが、今後も不要な徳山ダム建設阻止の為に闘おう」とのあいさつがありました。

### ◆経過報告

続いて議事に入り水源連の一年間の経過を事務局より報告しました。(別紙参照)

### ◆故木頭村藤田助役に黙祷

各地からのダム審議会をめぐる報告にはいる前に、細川内ダム反対に尽力され、その苦悩の中で世界された木頭村の藤田助役への黙祷を行い御冥福をお祈りいたしました。

### ◆ダム審議会の実態を中心とした各地からの報告

建設省のダム等審議会には1995年は10カ所、96年は2カ所に設置されましたが、そのうちの6カ所

の審議委員会は答申または中間答申を出しました。

95年から発足した審議委員会は沙流川総合開発(北海道)、小川原湖総合開発(青森)、渡良瀬遊水池総合開発二期(栃木等)、宇奈月ダム(富山)、矢作川河口堰(愛知)、徳山ダム(岐阜)、足羽川ダム(福井)、苦田ダム(岡山)、吉野川第十堰(徳山)、川辺川ダム(熊本)、96年からのものは成瀬ダム(秋田)と高梁川総合開発(岡山)ですが、このうち、沙流川、苦田ダム、高梁川、川辺川ダム、成瀬ダム、小川原湖の6カ所で答申または中間答申が出ました。その後、渡良瀬遊水池で中間答申が出ました。6カ所のうち、もともと地元の総意として中止の方向が出ていた小川原湖総合開発(汽水湖である小川原湖を締め切って淡水化する事業)は計画撤回の中間答申が出ましたが、残りの5カ所は事業推進の答申もしくは中間答申でした。

ダム等審議委員会は、建設省が開発事業に対する世間の反発をかわすために設置したものであり、事業の推進にお墨付を与える御用機関であることを、水源開発問題全国連絡会は95年7月に指摘し、このダム事業評価システムの試行を取り止めるよう、建設大臣に要請しました。また、昨年5月には建設省担当官もパネリストに加えたシンポジウム「ダム等審議委員会を問う」を開き、審議委員会のもつ様々な問題点を明らかにしました。それらの審議はいずれもひどいものでした。沙流川の場合は地元での公聴会において圧倒的多数が反対意見であったにもかかわらず、審議委員会はそれを無視し、二風谷ダムの試験灌水にゴーサインを出しました。

苦田ダムの場合は、審議の必要など今更あるかと、審議委員会の否定発言を公然と述べる長野士郎岡山県知事(前)の主導で、審議らしい審議を行わないまま、事業推進の答申を出しました。

川辺川ダムの場合も、審議委員会は住民側との話し合いをかたくなに拒否し、建設省の予算獲得時期に間に合わせるように、まともな議論も行わずに継続実施の結論を出しました。

成瀬ダムや高梁川の場合は、審議委員会が設置されてから、わずか3カ月でゴーサインの答申が出ました。地方建設局も95年は審議委員会には初経験で、多少戸惑ったところもあったようですが、96年になると、審議委員会慣れして、手続きだけ進めて答申を貰えばよいのだと言わんばかりに、形だけの運営をするようになりました。審議委員会がま

すます形骸化してきているのです。また、宇奈月ダムでは96年2月の公聴会では「審議委員会開催中の建設凍結」を求める意見が相次いだにも関わらず、5月の審議委員会でそれを無視して、工事の続行を決めました。出し平ダムと同様の排砂機能を持つ宇奈月ダムに対しては地元から多くの反対の声が出ています。出し平ダムの排砂も大変な被害が生じただけに、宇奈月ダムに対する住民の心配は深刻です。「宇奈月ダムの問題は排砂」と思われがちですが、地元では必要性そのものも問われています。審議委員会はその住民の気持ちを踏みにじる決定をしました。

このように、ダム等審議委員会は基本的には開発推進の役割を果たすものですが、地元の反対運動団体は戦術的には審議委員会という場を通じて住民側の意見を広く伝えた方が有利と考え、意見書提出や公聴会などの機会があれば、積極的に参加してきています。足羽川ダム審議委員会の「意見を聴く会」では住民側が、足羽川ダムは治水利水の根拠がないことを科学的に検証し、マスコミが大きく取り上げました。

このようなダム審議委員会の実態について総会の中では、岐阜「徳山ダム建設中止を求める会」の近藤さん、福井「足羽川ダム建設反対期成同盟会」の清水さん、「足羽川ダム地権者同盟」の酒井さん、徳島木頭村ダム対策室長補佐の森さん、徳島吉野川第十堰について森口さん、北海道沙流川総合開発については事務局の遠藤さん、栃木「渡良瀬遊水池」について事務局の嶋津さん、熊本川辺川ダムについて原さん、岡山苫田ダムについては矢山さんから、それぞれ審議委員会の実態が明らかにされる報告が行われました。

その中で、川辺川ダムの原さんの報告では、「審議委員会はダム建設に支障がでない範囲の『透明性・客観性』で行った実績作りの委員会、その上で建設省・県・市町村の連携をよくして円滑な事業執行を目指すものであった」という明解な報告も行われました。

同時に、足羽川ダム、吉野川第十堰の現地からは、現実に進行する審議委員会に対する働きかけを強め、一方的な審議を行わせない活動の重要性も提起されました。

これらを踏まえて、水源連としては、審議委員会の動きにブレーキをかけるため、今後、次の作業を進めていくことになりました。

- (1) 各審議委員会の経過を細かく分析してその実体を明確にし、それを一般に知らせる。
- (2) 国会における質問主意書等を通じて問題点を追及していくこと等が確認されました。
- (3) 昨年のシンポジウムに続くダム審議会についてのシンポジウムの開催。

#### ◆見直し機関の実現に向けての論議

事務局より、梶山弁護士私案と遠藤私案の二つについて説明を行った上で討論が行われたが、この提起自体が「両刃の剣」であること、法案作成の内容についても慎重に行うべきだとの発言もあり、真に住民や生態系の保護につながる見直し機関の実現について、更に時間をかけて法的な検討等を行うこととなりました。

#### ◆財政報告及び会費の値上げについて

現状での財政は、各地の団体や事務局の個人的な負担の上で維持されており、今後の組織強化の為には財政の強化が不可欠であるということで、次年度から個人年会費を2000円、団体年会費を5000円に引き上げる提案が事務局より行われ、満場の拍手で確認されました。

その他、長良川の天野さんからアメリカのダム事情の視察や国内の政財界の公共事業のあり方に対する新たな動きなどが報告されたほか、公共事業見直しに関するシンポジウム開催の提案が行われましたが、十分な検討の時間も無かったため、この提案については事務局で検討することとなりました。(その後この件については「水源連として主催団体には入らない。後援等についてはやぶさかではない」との結論に至っています。)

予定の時間をオーバーした総会となりましたが、現在国会に上程されようとしている「河川法改正」問題など、論議しきれない点も多くあり、深夜までの懇親会の中や翌日の集会・デモ後までそれぞれに熱心な意見交換がされていました。次回からは十分な討議が出来るような総会の設定が課題といえるでしょう。

そうした中でも、全国からの参加者が、水源連という連帯した力で不要なダム計画に対する戦いを強めるという方向を確認して総会を終了しました。

全国から参加者の皆様のご協力ありがとうございました。

# 「徳山ダム建設をやめさせ、山の再生を求める」

## 11.24 全国集会

### ◆岐阜の市民運動と水源連がアピール

この集会は、当初大垣市による会場のスイートピアセンターホールの使用取り消しという事件で岐阜県内でも注目を集めました。当然の事として会場の使用を認めさせることが出来、予定どおり集会が開催されました。

集会には前日の水源連総会の参加者も含め150人の参加で行われました。集会では、「徳山ダム建設中止を求める会」の上田代表が「現状でも水は余っており、ダムは不要、イヌワシなどの希少生物を保護し村民の生活と山・森を再生する事が大事」とあいさつした後、水源連の各団体からの報告、岐阜県御嵩町の「みたけ産廃を考える会」からは町長襲撃事件をめぐる問題を報告し支援要請の訴えがありました。集会は、次の三点を確認する集会宣言を採択しました。

私たちは徳山ダム建設中止を求めます。

徳山ダム建設事業計画の破綻は明らかです。

一徳山の山と森の再生を！ダムを作らない暮らしを！

参加者は、その後会場から大垣駅まで、徳山ダム建設中止を求めてデモを行いました。

### ◆中部地建交渉

翌11月25日には、「徳山ダム建設中止を求める



会」が、徳山ダム中止を求める6500名の署名を中部地建に提出し対地建交渉を持ちました。これには、水源連からも代表が参加し、総会宣言、全国集会の宣言も手渡し、徳山ダム建設の中止を強く求めました。

\* 徳山ダム審議委員会は、2月7日「徳山ダム建設事業について(意見)」を出し、ダム建設推進という不当な結論を出しています。

## 水源連総会 経過報告と課題

### 1、経過報告

主な動き

- 11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」 星陵会館  
大規模林道ネットワークと共催
- 1月11日 建設省河川局開発課ダム審議会担当者との交渉
- 3月13日 沙流川(二風谷) 中間答申
- 4月20日 渡良瀬遊水地シンポ(建設省出席)
- 5月24日 シンポジウム「ダム審議会を問う」衆議院第一議員会館
- 6月10日 苫田ダム答申
- 6月14日 見直し機関問題勉強会 講師 梶山正三弁護士
- 6月28日 中国地建交渉
- 7月11日 建設省河川局開発課長交渉

8月10日 川辺川ダム答申  
9月 8日 苫田ダムシンポジウム（建設省出席）  
10月24日 建設省河川局 ダム審議委員会担当者との交渉

#### 1) ダム審議委員会への対応

この一年間の水源連の活動は、昨年6月30日に建設省が発表した「ダム審議委員会」を含む「新しい評価システム」への対応が一番大きな課題でした。

対象となった11事業の内、木頭村の村長・議長が委員就任拒否を貫く細川内ダム以外は審議委員会が設置され、今年4月以降新たに成瀬ダム、高梁川総合開発についても審議委員会が設置され、これまでに12のダム審議委員会が設置されました。

これらの中で二風谷ダムに関しては今年3月13日中間答申が出され、4月からの試験洪水を全く不当な根拠で認めました。

また、苫田ダムに関しても、6月10日にはたった3回の形式的な会議で最終答申が出され、事業推進を明確にしました。また川辺川ダムに関しても、8月10日に答申が出され、利水の問題やクマタカの生息問題などを無視してゴーサインが出されました。それをうけて、五木、相良両村は九州地方建設局、熊本県と、11月11日、計画発表から三十年の今、ダム本体着工に関する協定締結に追い込まれました。

5月に発足したばかりの高梁川総合開発事業に関しても7月29日に答申が出され、建設推進が明らかにされました。

これらのダム審議委員会の動向は、一部運動の成果として「渡良瀬遊水地開発」に関する事業延期や「小川原湖総合開発」のような事業中止の動きもありますが、「『評価システムの試行』のねらいは『ダム事業の推進』と『全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し』にある」（「ダム事業の評価システムの試行に対する水源開発問題全国連絡会の見解」 95年7月26日）という私たちの主張を裏付けるものでした。

水源開発問題全国連絡会としては、建設大臣、地方建設局長、審議委員会委員長に向けた抗議・要請行動（数回にわたる文書での申し入れ、1月11日建設省交渉、6月28日中国地建交渉、7月11日建設省交渉など）および5月24日シンポジウム「ダム審議委員会を問う！」を行ってきました。同時に、各地方建設局と住民団体とが連続シンポジウムを持つことを建設省に提起してきました。

ことに5月24日のシンポジウム「ダム審議委員会を問う！」は、全国のダム反対運動団体、建設省、国会議員を含め100名を越える参加者を得て行われました。ここでは、沙流川（二風谷ダム）、徳山ダム、足羽川ダム、苫田ダム、吉野川第十堰、川辺川ダムの現地から各審議委員会の実態を報告してもらい、表向き建設省が言うような「見直し機関」の実体をなすものではないという事実を突きつけました。また細川内ダム問題では木頭村長がなぜ審議委員会に加わらないのかを明確にしました。その場での建設省側の回答はこれまでの建前論を繰り返すのみで、何等私たちの指摘に答えるものではありませんでした。

6月28日には、6月10日に出された苫田ダムに関する答申についての対中国地建交渉を行いました。緊急の呼びかけにもかかわらず、熊本・岐阜・徳島・東京・岡山から15名が広島での交渉に参加し、「現時点で苫田ダム建設の是非にまでさかのぼって議論することは適切ではない」等というひどい内容の答申の撤回を要求しました。

更に、7月11日の建設省河川局開発課長との交渉でもダム審議委員会の問題点を指摘し、5月24日に出している5項目の要求（次項参照）を再度行うとともに、苫田ダムの答申の不当性を主張しましたが、建設省は「当面このまま継続する」と強弁するのみでした。

このようにダム審議委員会を利用した事業推進の動きが強まる中で、各地の団体では傍聴要請、意見書の提出、公聴会を巡ってそのあり方の問題を指摘したり、公聴会で事業の欺瞞性を主張したりと様々に工夫をした取り組みがなされてきました。また、川辺川ダム審議委員会に対しては答申の直前に「審議委員会の解散要求」なども

行って来ました。

足羽川ダムや徳山ダムについても審議委員会の動きは確実に進んでおり現地では、申し入れや、公聴会での陳述などでダム計画と、審議委員会の問題点を追及し、専門委員会の設置要求等をしてきています。

こうした各審議委員会に対する直接的な行動だけでなく、川辺川ダムの利水事業は不要であるとする「国営川辺川土地改良事業」の「意義申し立て棄却の取り消し」を求める866人もの関係農家らの行政訴訟の提訴や、建設省を巻き込んだシンポジウム開催（渡良瀬遊水地・苦田ダム・吉野川第十堰〔吉野川シンポジウムは水源連未加入）等の行動が各地で取り組まれています。水源連としてもこれらの活動を全国に知らせるなどの支援を行ってきました。

また、こうした欺瞞的なダム審議委員会の実態を国会の場で明らかにしていくための「質問主意書」提出の準備も行ってきました。

## 2) 私たちの求める見直し機関の実現に向けて

水源開発問題全国連絡会のもう一つの活動の柱である「公共事業見直し機関の設置」についての活動としては、昨年11月27日 シンポジウム「公共事業チェックと政治改革」を東京・皇陵会館に於て大規模林道全国ネットワークと共催で行いました。これには大石武一、佐高 信、百瀬敏昭、岡島成行、藤原 信、金田誠一、竹村泰子、高見裕一の各氏らの参加があり、マスコミ・学者・国会議員それぞれの立場から、真の公共事業チェック機構実現の必要性が語られました。

また、見直し機関の実現に向けた取り組みとしては、自治労や日本弁護士連合会、近畿弁護士会連合会の動きもあり、徐々に他団体からも私たちと歩調を同じくする動きが出てきています。その中で独自の私案を出されている梶山正三弁護士を招いての勉強会も6月14日に事務局を中心に行っています。

このことについて、事務局は引き続き作業を継続中で、皆さんの意見を頂くために別途報告を行います。

## 3) その他

そのほかに私たちの活動を取り巻く問題としては、ダム無しの振興策に全精力を傾けて来られた木頭村の藤田助役が、陰湿な妨害・嫌がらせの中で自らの命を絶たれたと言う事件がありました。こうした悲しいことが2度と私たちの活動の中で起きないようにすることこそ、何より私たちの務めといえます。

各地の運動の内容は単にダム審議委員会に関連した、対建設省のダム反対運動だけではありません。全国的に運動を展開しつつその運用が強行されてきた長良川河口堰問題、北海道の千歳川放水路計画、松倉ダム計画、宮城県の新月ダム計画、霞ヶ浦開発計画、神奈川の相模大堰、新潟県の奥只見の揚水ダム計画、滋賀県の永源寺第2ダム計画、福岡の真名子ダム、長崎の石木ダムなど各地の運動も地道に続けられていますが、水源連として十分な支援や取り組みが出来ないままとなっており今後の課題と言えます。

また、今回の総会の開催に当たって、地元大垣市が「徳山ダム建設中止を求める会」に与えた11月24日全国集会等の会場使用許可を取り消すということがありました。行政の意に添わない団体には、公の会場を貸さないという異常な事態であり、地元の皆さんの法的手段を使つての反撃や全国からの抗議行動により、全国集会の会場は使用できることになりました。その後苦田ダムの奥津町でも団結もちつき大会での旧久田公民館の使用を、町の方針に反するものだから認めないという決定が出されるなど、民主主義の基本に関わる重大な問題が連続しています。旧久田公民館使用問題については、全国からの抗議に町当局が町民センターの使用を認める形で決着を見えています。圧力・妨害に対して直ちに全国から抗議文を寄せることが出来るのは水源連のすばらしさです。

国が県を、県が市町村を、そして市町村が住民を不当に圧迫するという悪い連鎖を断ち切って行かなければなりません。

## 2、ダム審議委員会の問題点と評価

昨年、7月26日に私たちは、今回の「ダム審議委員会」の設置に対する見解を発

表しました。

ここでは、このシステムが所詮「第三者による見直し」ではなく事業者たる建設省自らの「見直し」であり、委員の推薦は、同じく事業の推進者である県知事に任せられ、事業に反対の意見を持つ人が参加する機会はほとんどなく事業推進の立場の人間が半分以上を占める仕掛けになっているものであると指摘し、その意図は「全国で闘われている水源開発反対運動の切り崩し」にあるとして設置の白紙撤回を求めるとともに、第三者機関による見直しを要求してきました。

そして、その後各地に設置された審議委員会の実体は私たちの指摘した通りのもので、沙流川総合開発（二風谷ダム）、苦田ダム、川辺川ダム、高梁川開発等の事業追認の「答申」がそのことを証明しました。

しかし、他方では審議委員会の過程で傍聴を認めさせた「吉野川第十堰」での運動や、困難な中でも公聴会の中でダム反対の根拠を明確にする努力をしてきている運動があり、ダム審議委員会の動きに対応した活動も追求されてきました。

そうした審議委員会が稼働しているという現実に対しては、5月24日のシンポジウム「ダム審議委員会を問う！」の中で、以下の5項目の要求を建設省に対し行いました。

- ① 審議委員会を全面公開すること。
- ② 公聴会を意味あるものにするため次のように改善して開催すること。
  - a. 公聴会の開催を多くの人を知ることが出来るように周知の方法を改めること。
  - b. 公述人の人数を制限せず、口述の時間を十分に取ること。
  - c. 単なる意見陳述ではなく、公述人がダム事業者と議論できるようにすること。
- ③ 専門委員会の半数は異議申立者の推薦とすることとし、その専門委員に実質的な審議を委ねること。
- ④ 審議委員会において審議を行っている間は、当該事業及び関連事業を中断すること。
- ⑤ 当該事業に関する住民主催のシンポジウムに建設省の責任者が必ず出席すること。

残念ながらこの要求全ては実現されていませんが、シンポジウムへの出席は実現して来たところであり、引き続き他の4項目の実現も建設省に迫りながら、一方的な審議委員会の運営や答申が出されないような監視を引き続き強めなければなりません。

### 3、課題

#### 1) ダム審議委員会および建設省への対応

- ① 国会の場での質問
- ② 建設省との連続シンポジウムの開催
- ③ 世論の喚起

#### 2) 見直し機関の実現に向けて

- ① 内容の整理と法案の作成
- ② 関係団体との連携
- ③ 国会対策

#### 3) 組織の強化

- ① 情報や、共同行動のネットワーク作り
- ② マスコミ対策
- ③ 妨害、各種圧迫に対する対策
- ④ 財政の強化（別途提案）

# 河川行政をガラス張りにする河川法の改正を！

## 建設省の河川法改正（？）の狙い

今回の通常国会に河川法改正案が上程されることになりました。昨年十二月の河川審議会の提言を受けて、三十三年ぶりに河川法を改正しようというものです。改正の項目はいくつかありますが、今回の改正の主な狙いは次の二点にあると思います。

### ① 環境の整備を口実に河川工事を進める。

改正案では第一条「目的」に「河川環境の整備と保全」が追加されました。環境を河川法の目的に加えること自体は否定されることではありませんが、建設省の意図は河川環境の整備を理由として河川工事を進めやすくことにあります。環境の整備を前面に出せば、河川工事の予算も取りやすくなり、住民の反対も少なくなることを見越しての第一条の改正であると思います。改正案が成立すれば、近自然型工法（建設省の言う多自然型工法）の衣をまとった河川工事がどんどん進められていくでしょう。

### ② 河川工事が円滑に進められるよう、ダム等審議委員会と同様に、地域の意見が反映されているようにする。

改正案では河川工事実施基本計画（河川工事全体の上位計画）を河川整備基本方針と河川整備計画に分け、前者は従前の工事実施基本計画と同様、河川審議会の意見を聴くだけであるが、後者については必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるための措置を講じなければならないとしています。ダム等審議委員会でも公聴会が開催されたところはありませんでしたが、しかし、それは多くの場合、住民の意見をただ聞きおくだけのことであり、それが審議委員会の答申に反映される保証は何もありませんでした。公聴会はほとんどダム事業を円滑に進めるための道具でしかなかったのですが、同じ道具立てを河川工事全般につくろうというのが今回の改正ではないかと思います。それも、住民の意見を聴くことがあるのは、整備計画、すなわち、整備のやり方だけであり、整備する必要があるかどうか（ダムについて言えば、ダムをつくる必要があるかどうか）を決める上位計画（整備方針）には住民は関与できない仕組みになっています。



## 私たちの河川法改正の視点

現行の河川法は、河川を国の専有物とし、ダム建設をはじめとする河川工事を国が意のままに進められるようになっていきます。各地の河川で終わりなき開発工事が推進されてきたのも、住民無視の河川法があったからなのですが、今回の国の改正案でもこの点はほとんど変わっていません。開発優先の国の河川行政を根本から変えていくためには、次の視点で河川法を改正することが必要です。

- ① 河川を住民の共有物（地域の共有財産）とするとともに、自然生態系の保全のため、開発を最小限にとどめることを河川行政の基本理念とすること
- ② 河川行政をガラス張りにするため、水系ごとに委員会を設置し、河川管理者が行う計画策定や許可行為等の是非を水系委員会が公開で審議することとし、更に、住民がその水系委員会において計画等に対する異議申立てができるようにすること。
- ③ 水系委員会の場において、河川整備の進め方だけではなく、ダム建設等の河川工事を行う必要があるか否かの基本的な議論に住民が参加できるようにすること
- ④ 農業用水から都市用水への転用、節水の徹底といった利水面でのダム建設の代替手段が選択されていくようにすること。

以上の視点で、別紙のとおり、私たちの河川法改正案の骨子をつくりました。建設省のおさなりの河川法改正にストップをかけ、私たちの改正案の実現をはかっていくためには、真の改正を求める運動の大きな広がりが必要です。

まず、その第一歩として、四月八日（火）の午後に別紙のとおり、衆議院議員会館会議室でシンポジウム「河川法改正をめぐる」を開催します。是非、ご参加ください。

# <河川法を改正する法律案骨子（案）>

水源開発問題全国連絡会事務局

## 【はじめに】

世界の主要な国々は、あらゆる形態の水について万人共有のものであるという理念のもとに公共的な管理を確立し、さらに進んで、水関係法を環境指向的な立法の中に統合しつつある。日本の河川法についても、将来的には、そのような循環する水全体、森・川・海を一体的にとらえる「水法」に改める必要があると考える。

そのような水法の確立には、多くの課題の調整や科学的な知見の集積が必要であり、そのためにはある程度の準備期間を要することとなる。しかし、日本の現在の河川管理が開発のみを目的とし、自然環境の保全や河川環境保持の条項、住民の意思を反映するシステムを欠いているなどの問題点があり、そのような事態を改善するため、河川法を早急に改正する必要に迫られている。よって、水法の確立は今後の課題とし、河川法改正をとりあえず以下のような視点に立って提案する。

## 【河川法改正の視点】

川・湖・沼はいずれにおいてもかつては豊かな自然を育み、人々の生活に多くの恵みを与えていた。しかし、ダム・河口堰の建設、河川改修工事、湖沼の水ガメ化などの河川工事（＝水系改変の土木事業）が自然生態系にほとんど配慮せずに行われた結果、川・湖・沼の一部はその様相を大きく変え、自然とともにあった昔の姿を失ってしまった。

私たちは、豊かな自然を子孫に引き継ぐ責務を負っており、いつまでも今までと同じような水系改変の土木工事を続けていくべきではない。今なお多くの自然が残されている川・湖・沼を守り、さらに、改変された川・湖・沼のかつての姿と自然生態系を取り戻していくため、水系改変の土木事業そのものを問い直すことが必要である。

しかし、それは単に、近自然型工法などといった土木事業の技術的な手法の問題にとどまることではない。水系改変の土木事業の必要性、他の手段に代えることの可能性などを検討して、水系を改変しない方策、あるいは水系の原状回復を進める方策を、決定手続の変更を含めあらゆる方法で追求していかなければならない。

河川工事の必要性・正当性、さらに代替手段選択の道を広げ、水系改変の土木事業の是非とそのあり方について、住民の意思を反映しつつ科学的に検討していくためには、次に示す視点で河川法を改正して、その制度的な整備を図る必要がある。

1. 河川の良い自然環境や生態系を保全するため、開発を必要最小限にとどめることを河川行政の基本理念とすること。
2. 河川は地域の共有財産であり、住民参画による河川管理を行うこと。
3. 水系改変の土木事業の必要性・正当性、代替手段の可能性、改変の手法等が住民の意思を反映しつつ科学的に検討されるように水系委員会を設置して、市民・専門家の参画のもとに十分な護論を行うシステムを作り、河川行政をガラス張りにする事。
4. 水系改変事業の治水・利水両面の基本計画である水系管理基本方針の策定と、利水面での河川行政を具現化する水利権許可行為などについて客観性・透明性を十分に確保するために、それらの是非を水系委員会の審議に委ねること。
5. 利水面での水系改変を最小限にとどめる重要な代替手段として、水利権の転用および濁水時の一時的な水利権の融通がすみやかに行われるように、当事者間の交渉による水利権の転用・融通に対する公的な規制を極力緩和すること。
6. 利水面での重要な代替手段として、また、河川環境改善のための流量増強の手段として、河川水利用者に対して必要最小限の水利用すなわち節水の徹

底を義務づけること。

7. 河川行政に国民の英知を結集できるように、河川情報を全面的に公開して、河川行政の透明性を極力高めること。

## 【河川法改正の具体的内容】

### 1. 原則・目的（第1条、第2条、第8条）

・河川は地域の共有財産であり、その管理は住民とともに行うものとする

・環境基本法、環境基本計画、生物多様性条約に則ったものであること

・河川は生物多様性を支える重要な自然環境であり、その良好な自然環境を保持することを目的とすること

・河川の開発は、自然環境の回復を含め必要最小限に限ること

・開発を行う場合には住民の意思を尊重しなければならないものとする

### 2. 水系委員会

・河川管理者が、水系毎に委員会を設けるものとする

・委員会において、水系管理基本方針、水系管理計画の策定・変更を審議するものとする

・委員会において、水利権（の転用）の許可、調整を審議するものとする

・委員会において、その他重要な事項について審議するものとする

・住民および関係自治体等は審議事項について委員会に対して、意見を述べ、異議申し立てができるものとする

・委員会は公開で行い、資料と議事録は公表すること

・委員会は、水没予定地域を含む<sup>関係</sup>市町村の意向を最大限尊重して審議を行うものとする

・委員会の委員は、関係市町村長・関係市町村議会・関係住民等の推薦によるものとし、水問題に関わる環境保護団体や住民の委員を一定数以上含むものとする

### 3. 水系管理基本方針、水系管理計画

・現行法の工事实施基本計画を水系管理基本方針と水系管理計画に分けるとともに、環境の保全に関する方針・計画を加えること

・水系管理基本方針は、20～30年の長期的視点

に立った水系全体の治水・利水・保水・親水・環境等に関する方針とし、基本高水流量・計画高水流量・河川維持流量等および、生態系保全に関する基本目標につき定めるものとする

・水系管理基本方針は10年毎に見直しを行うこと  
・水系管理計画は、水系管理基本方針にもとづき5年程度の短期的な水系の保全と開発の計画につき定めるものとする

・水系管理基本方針・水系管理計画を策定・変更する場合には、その根拠となる資料を公開しなければならないものとする

### 4. 水利権、水利権の許可（第23条）

・許可にあたっては、判断の基礎となった資料と許可の理由を公表しなければならないものとする

### 5. 水利調整（第53条）

・渇水時における水利権を持つ当事者同士の直接交渉を可能とする規定を設けること（河川管理者には通報だけで足りるものとする）

・当事者間での調整がつかない場合には、河川管理者が当事者の申し立てにもとづき水利調整をしなければならないものとする

・水利調整の際の損失補填につき定めること

### 6. 水利権の転用

・上下流の同種権利者の権利を侵害し、譲渡条件や結果が社会的に著しく不当である場合を除き、河川管理者は譲渡を許可しなければならないものとする

### 7. 河川情報の速やかな開示（第45条、第49条）

・河川に関する情報はすべて速やかに公開するものとする

・河川水使用者は取水量を計測し、報告しなければならないものとする

### 8. 河川水利用者の節水義務等

・河川水を使用する者は、必要かつ最小限の水のみを利用するよう努力しなければならないものとする

・必要最小限の水利用量については、各水系の実情に応じ河川管理者において目安となる量を使用者ごと、月ごとに定めるものとする

・上記の量を超えて使用する者について、公表し勧告することができるものとする

以上

# 苫田ダム建設事業に関する質問主意書とその回答

平成8年12月16日、秋葉忠利代議士より衆議院議長へ「苫田ダム建設事業に関する質問主意書」が提出され、平成9年1月28日、内閣総理大臣より衆議院議長へ同質問主意書に対する答弁書が送付された。質問主意書は、国会議員がその所属議院議長を通じて内閣に提出する文書による公開質問状で、答弁書は内閣の正式な回答にあたる。

質問主意書を提出するに至った経緯は割愛する。

質問と答弁の詳細は別紙資料を参照いただき、答弁書で明らかになった事実の要点を以下にまとめる。番号は質問主意書の番号とは必ずしも一致していない。

## 1. 審議委員会の位置づけ

「河川局長通達」に基づき地方建設局長等が設置するものであり、法令に基づくものではない。地方建設局長等は、ダム等事業について、地域の意見を的確に聴取することを目的として、その目的、内容などについて審議委員会に諮るものである。審議委員会の審議の対象とされたダム等事業のその後の進め方に関する判断を行うに当たって、当該審議委員会の意見を尊重することとしている。

## 2. 「苫田ダム建設事業審議委員会」のメンバーについて

建設省中国地方建設局長が、当該地域の存する岡山県を代表する岡山県知事及びその推薦する者に同委員会の委員を委嘱したものである。(メンバー省略)

### 2-2. 委員会の会合の出席者について

第1回 平成7年10月11日

出席委員 小坂二度見ほか計11名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計14名

第2回 平成9年5月30日

出席委員 小坂二度見ほか計9名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計15名

第3回 平成8年6月10日

出席委員 小坂二度見ほか計12名

委員以外の出席者 中部地建局長、同河川部長、ダム工事事務所長ら計15名

(岡山大学環境理工学部長含む)

審議委員会は第1回、第2回及び第3回委員会以

外には開催されていない。

審議会の委員の現地視察は、水野三重子、小坂二度見、大原謙一郎がそれぞれ別々に1名ずつで行い、それぞれ中部地建職員2-3名が同行した。

### 2-3. 審議委員会の議事録について

委員会の議事録、議事要旨及び配布資料は、同委員会の事務局である中部地建河川部に保管されている。

### 2-4. 審議委員会における配布資料について

平成7年及び平成8年に建設省中部地方建設局または同局苫田ダム工事事務所が作成した資料

同委員会の要請により平成8年に岡山大学環境理工学部が作成した資料

「ストップ・ザ・苫田ダムの会」が平成7年及び平成8年に作成した資料が用いられた。

### 2-5. 審議会における委員以外の発言者

中部地建河川部長等が、苫田ダム建設事業の内容などについて岡山大学環境理工学部長が、苫田ダム計画に関する科学技術的評価について発言した。

### 2-6. 審議会の公開非公開について

第1回 審議委員会の運営に関する審議が非公開とされた。

第3回 「苫田ダム建設事業についての答申」の作成が委員のみで行われた。

## 3. 審議委員会で扱った岡山大学の作成した見解について

第2回審議委員会において、委員長から「岡山大学環境理工学部苫田ダム事業について第三者の立場で資料をとりまとめ説明するよう要請している」旨の発言があり、出席した各委員が、これを了承している。同大学理工学部の作成した資料の作成に要した費用について、建設省及び同委員会からの支出はない。

### 3-2. 審議委員会での意見の聴聞について

岡山大学環境理工学部以外の者からは行っていない。

## 4. 岡山県による「協力感謝金」の交付について

昭和61年度以降財団法人吉井川水源地域対策基金から生活再建対策費及び協力感謝金が支出されていると聞いている。協力感謝金の額について、苫田

ダム建設に伴う実態調査に対する各世帯の同意書の提出時期による差はないと聞いている。

#### 5. 進行中のダム建設事業関連工事について

各段階のうち、審議委員会が設置された時点におけるものに係る作業については継続して行うこととしており、当該事業のその後の進め方については、建設省において、当該事業が新たな段階に入る前に当該審議委員会の意見を聴取して判断することとしている。

#### 6. 苫田ダム建設事業関連費用について

昭和47年度から平成7年度まで

苫田ダム建設事業に係る工事費の合計 約932億円  
工事諸費の合計 約50億円

6-2. 事業計画全体に対してのこれまでの費用割合  
平成2年8月29日に変更後の苫田ダムの建設に関する基本計画における「建設に要する費用の概算額」約1,350億円に対する平成7年度までにおける事業費の合計約980億円の割合は約73パーセント。  
変更前の基本計画における「概算額」は約880億円。

#### 7. 苫田ダム建設事業関連事業の負担費用について

岡山県広域水道用水供給事業

国庫補助金、企業債、関連構成団体からの出資金を財源とする。

現時点における事業費のうち苫田ダム建設事業に係るものの総額は約863億円。

企業債の償還は供給料金収入をもって充てられる。

麒麟麦酒株式会社およびテイカ株式会社

工業用水事業法第21条に規定する自家用工業用水として同ダムに貯留される流水を利用すると聞いている。

7-2. 苫田ダム本体及び関連事業の維持管理費について

苫田ダムの管理に要する費用については現時点では未定。

関連して整備する施設の管理については把握していない。

#### 8. 苫田ダム建設事業及び関連事業の便益について

苫田ダムによる洪水調整効果をもたらす便益について、吉井川水系に苫田ダムがないものとした場合及び同ダムがあるものとした場合のそれぞれについて、洪水氾濫による被害額の確率論上の期待値を求め、前者の場合に係る算出値から後者の場合に係る算出値を減じて求めたものである。

ダム使用権の設定予定者が同ダムに関連して整備する施設をもたらす便益については、把握していない。

以上が答弁書の要旨である。

水源連がシンポジウムや会合を通じて建設省河川局の担当者らと話し合った際に説明された内容と大差はないが、日本国政府として正式に出された回答としてあらためて内容を分析する。

「審議委員会」は法令に基づくものではない。ダム等事業のその後の進め方を判断を「建設省が」行うに当たって、当該審議委員会の意見を尊重することとしている、にすぎない。

「地域の意見を的確に聴取することを目的」としつつも、委員の人は「当該地域の存する岡山県を代表する岡山県知事及びその推薦する者に同委員会の委員を委嘱したものである」とし、われわれの考える「地域の意見」とは乖離している。

委員会の運営にあたっては、苫田ダムの場合、審議委員会への出席者数は、委員9-12名に対し建設省など事業関連の管理職が14-15名という環境で行われている。そして「地域の意見を的確に聴取する」といいつつ、本件の場合、岡山大学環境理工学部以外からの聴取は行われてはいない。また参考資料は建設省中部地建の作成資料、岡山大学の作成資料、「ストップ・ザ・苫田ダムの会」の作成資料が用いられたとされるが、前者2点については実際に説明する場面があったが、「ストップ苫田ダム」の資料について説明する場面はなかった。

その他、事業予算と費用支出、維持管理費、便益計算について回答があったが、あいまいな回答であり追求しきれていない嫌いがある。

われわれ水源連にとって、苫田ダム建設事業審議委員会の不備やダム審議委員会一般の取り扱いの欺瞞性を指摘することは簡単であるが、各ダム等建設事業そのもののもつ問題点の指摘と主張をし続け事業を真に「見直させる」ことが主意である。

質問主意書では、日本国政府に対して行政上の行為に関する質問を行うことはできるが、国家行政と地方行政の区分けがあり、地方行政に関わる部分の質問は性格上出来ない。

行財政改革が叫ばれているいまこそ、財政面での追求をしていくべきであるが、地方行政に属する部分が相当あり、さらに追求していくには別の方策を講ずるべきであろう。



# 洪水可能性低い 利水予想も過大 河道整備充実を



発行所 中日新聞福井支社  
福井市大手三丁目1番8号  
電話 0776(22)0950  
〒910 郵便振替 00890-0-10  
©中日新聞福井支社 1997

## 足羽川ダム反対で専門家

## 建設審委が勉強会

# 公開シンポを提案

足羽川ダム建設計画を再検討している「足羽川ダム建設事業審議委員会(委員長・神野博福井大学長)は十七日、福井市内のホテルで、構成委員の要請による建設反対の立場からの専門家勉強会を開いた。建設主体の建設者とは異なる観点から数字を挙げて足羽川で洪水の起る可能性は極めて低いとの説明に、委員らは「推進、反対と立場が異なるとはいえず、同じ専門家の間でこれだけ違いが生じることは理解できない」と頭を悩ませていた。

この日は、足羽川ダムをはじめ全般的にダム建設に疑問を投げ掛けている水資源開発問題全国連絡会から島津暉之・東筑環境科学研究所員と事務局の遠藤保男・東京都水道局玉川浄水管理事務所員の二人が講師と

して訪れた。島津氏は建設者がダム建設の根拠として過去の降水量からはじき出した計画高水流量というデータを過大すぎると批判。実際に起きた洪水から求めた実績洪水流量で考えると、河道整備

こそ重要でダムなど必要はないと断言した。また、利水面から示されている受益者の福井市の人口増や上水、福井臨海工業地帯の利用水予想も過剰に試算されており、治水対策には節水や九頭竜川からの

取水で事足りるとした。レクチャーに対して、委員側から「福井市の人口増は中央集権から地方分散への流れの中で妥当ではないか」「地域に住む経験から過去には洪水が多かった、二〇一七年の洪水実績だけでは不安」といった疑問が出された。

治水計画について島津氏らは「足羽川ダムは、予想洪水流量を過去最高の洪水流量の二・三倍に設定。全国のほかのダムが一・二倍

から一・八倍になっているのに比べ異常に高い」と指摘。実際の洪水から統計的に計算した場合、「百五十年に一度起きる洪水流量でさえ、ダムを過らなくても川底を掘り下げて対応できる」とした。また、計画に対して賛否両方の立場の専門家が出席した公開シンポジウムの開催を懇談委員会に提案した。

岐阜県揖斐郡藤村に計画されている徳山ダムについて、中止も含めて再検討してきた岡ダム建設事業推進委員会(委員長・船正知哉)が、建設省がダム行政の民主化を促す文相に提出した審議制度はどう機能したのか。徳山ダムに関する審議を振り返りながら検証してみた。(揖斐川通運部・生田剛士、社会部・大森雅弥)

## 徳山ダム推進啓申

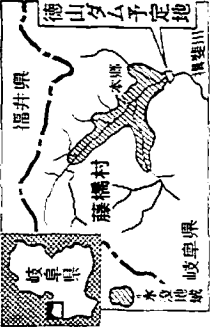
## 審議の機能

「広く揖斐川流域の治水安全度を向上させていく」と。審議会が読み上げられる。「異議なし」という声が多く「早期完成」を求める啓申は、次々と承認された。

七百、名古屋市内で開かれた徳山ダム建設事業推進委員会の第十三回例会。会議を傍聴していた「徳山ダム建設中止を求める会」の上田武夫代表は「審議会は、最初から「サレ」を叩きのめした。たとえつぎやだ。

審議制度は平成七年度にスタートした。一度決めたが、かたくなに押し進めてきた建設省が、経済界の事業についても見直すという間期的なものだった。

しかし、実際の進捗はどうか。徳山ダムも含め八事



# 中身乏しく「聞き役」終始

審議について、啓申または最終啓申がなされている。この「聞き役」は「中止」また「一時保留」が二つで残り五つは、基本的に計画通りの実施を認めた。

水資源問題全国連絡会のメンバーでダム問題に詳しい嶋津伸之(とるゆき)さんは言う。「中止または一時中止という結論は、もともと建設省の審議は、建設省におおむね

きき受える構図で批判され「聞き役」は「中止」また「一時保留」が二つで残り五つは、基本的に計画通りの実施を認めた。関係郡連府県知事が推薦することになっている。岡谷市のメンバーでダム問題に詳しい嶋津伸之(とるゆき)さんは言う。「中止または一時中止という結論は、もともと建設省の審議は、建設省におおむね

審議は、建設省におおむね成は期待しにくい」と反論

# 人選で既に結論

## 問題点洗い出しには効果

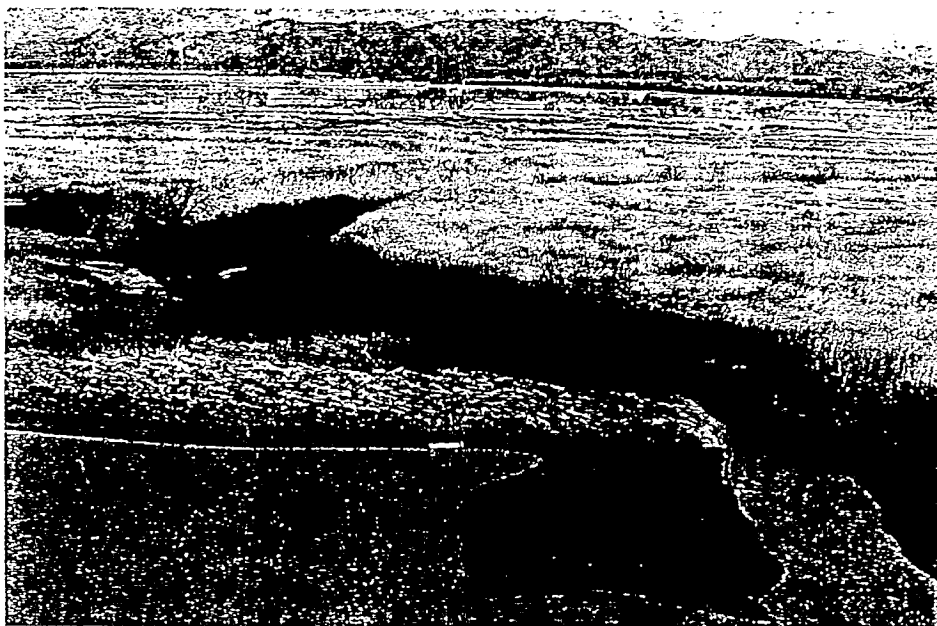


計画が再びスタートする徳山ダムの建設予定地。岐阜県揖斐郡藤村で、本社へ「わがこと」から





# 渡良瀬のいのち、



第2貯水池の建設が中断されたヨシ原。渡良瀬遊水地の中でももっとも豊かな自然が見られる一栃木県小山市で



豊かな自然は生命をほくくむ。開発予定地のヤナキ林で完全繁殖するサンハの親子

したものと考えられ、建設省の英断と評価したい」と言い、あくまで中止を求めていく方針である。

関東地方建設局の福田昌史河川部長は、中間答申後の記者会見で個人的見解としながら、「公共事業に対

## 公共事業見直しも追い風

利根川上流工事事務所も第一貯水池の水質浄化策として、緑化護岸や人工浮島など各種実験を実施。目標田を投じるヨシ原浄化施設の工事に着手する一方、事業への理解を求めるシンポジウムも開いた。

そして「計画の総合的な評価を行うことで建設省関東地方建設局が九五年、渡良瀬遊水地総合開発二期事業審議委員会（委員長・根岸博足利工業大学教授）を組織し、広く意見を聞く会」の開催などを踏まえて昨年未だ中間答申を行った。

答申は二期事業について、今の計画での実施は中止する方向に一歩踏み出す

中断するの今後一、二年かする世の中の疑惑、批判がここの数年高まっております、事業者の建設費が無視するわけにはいかない、事業や計画の節目、節目に広範な社会の人々の意見を吸収できる仕組みをつくるべきだ」と述べた。

原浄化、緑化護岸などの水質浄化対策の結果を追跡調査したり、自然環境調査の実施を盛り込んでおり、住民協議会の主張に沿った内容だった。

これを受けて今月十四日、関東地方建設局は中間答申に沿った内容で二期事業の中断を発表した。高松世話人代表は二期事業を

と書える。

# 市民が守った

## 「第2貯水池」事業中断決定

「生態系が破壊される」——住民団体 体との議論を経て「中断」と決まった。住  
 の叫びが東京・霞が関に届いたか。栃木、 民側は事実上、中止の方向を受け止め、建  
 群馬、茨城、埼玉四県にまたがる国内最大 設省の英断と評価する。大規模公共事業を  
 級のヨシ原渡良瀬遊水地に、建設省が第二 見直す動きが全国で相次ぐ中、渡良瀬遊水  
 貯水池を建設する「渡良瀬遊水池総合開発 地の結論が教えるものは大きい。  
 II期事業」は、足かけ八年にわたる住民団 (栃木通信部・川田栄、写真・堀内洋助)

# 足かけ8年 建設省と対話

## 植物200700種 調査で『宝庫』を実証

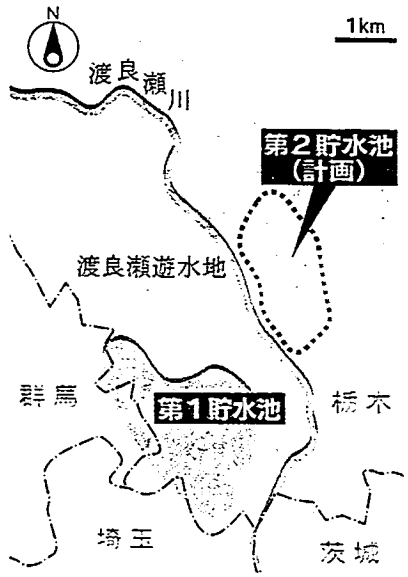
渡良瀬遊水池は洪水と足 貯水量 千六百四十万トの 刻な水質問題を抱えたま  
 尾鉱毒対策を名目に、谷中 第一貯水池「谷中湖」を整 ま、建設省はII期事業とし  
 村を強制廃村して進られた 備、一九九〇年四月から運 て二百六十万ト、貯水量千  
 三千二百万トの広大なヨシ 用を始めた。とよみがその 四十万トの第二貯水池計画  
 原。建設省が首都圏の水が 夏から上水道でかび臭が出 を九〇年度に採択、調査な  
 め造成と治水を目的に、貯 たり、大型淡水魚レンギョ などを育ててきた。  
 水池を建設する計画を進め が大量死する問題が起き 渡良瀬遊水池の開業が問  
 題を引き起こし始めた九〇 題を引き起こし始めた九〇

二期事業で四百五十万ト

しかし、第一貯水池の深 年の九月、渡良瀬遊水池を

守る利根川流域住民協議会 (高松健比古代表世話人) が結成された。  
 住民協議会は遊水池で絶 滅危く種を含む約七百種の 植物(二百種以上の野鳥、

住民協議会の活動は、動 植物や水質など生態系の垂 礎調査や、シンポジウムを 開催、遊水池を管理する建 設省利根川上流工事事務所 と話し合った。科学的調 査と対話を徹した。



# 年会費改定のお知らせと会員拡大の協力要請

## 1. 年会費改定について

昨年11月の総会で承認を得たことではあります。が、水源開発問題全国連絡会の年会費を改定させていただきます。

これまで、「水源開発問題全国連絡会便り」の郵送費とシンポジウムの負担金が支出の大半を占めていました。印刷物の印刷費・紙代、コピー代などのほぼ全額は、事務局関係者と友好関係にある団体の御好意に依存していました。電話・FAXなどによる通信費、事務局としての現地調査などは事務局担当者がそのほとんどを負担していました。

このような状況は団体として決して望ましいことではないので、改善することにしました。

水源連の活動において、総会で承認を受けた基本的な活動方針の運営は事務局に一任されておりますが、案件によっては、関係会員の意見を可能な限り取り入れる努力を電話やFAXを通じて行っているつもりです。重要案件についてはこれまでも、シンポジウムの開催・緊急総会、という形で皆様に上京願っています。

そのさい、事務局の判断で交通費の助成を行ったケースもあることは総会でも述べました。

これからは、ダム等事業審議委員会への対応、私たちが求める「第三者機関としての見直し機関」の制度化、河川法改正への現実的対応・水法を視野に入れた河川法抜本改正への用意、環境評価法への対応……、取り組むべき課題はたくさんあります。これらはすべて、水源連としての基本的考え方をあきらかにしなければならないと同時に、即時的対応を迫られることも多々あります。水源連の弱点は、これらの問題への取り組みが遅れがちになるところにあります。事務局としては、情報収集分析、基本的考え方の作成、皆様にお謀りする、という方式をとっています。事務局として正確な基本的考え方を作成することを心がけていますが、その間に事態が先に進行してしまっている、ということがしばしばあります。

実際には正確な基本的考え方の会としての合意形成まえに、水源連として大筋の方針を立てることができれば、建設省などへのタイミングを外さない対応が可能となります。重要課題についても事務局だけでなく、全国からの意見を持ち合わせて相談できる機会が増えれば、有効な対応が可能と思われます。そのためには、代表者会議（仮称）を必要に応じてもてれば、と思います。代表者会議の開催は皆様に時間的・経済的に大変な負担を強いることにな

ります。総会においてもその可能性を拡大するために、交通費の援助等を水源連の活動費として計上することが提起されました。

以上より、水源連が団体としての責任をはたすために、下記の通り年会費を改定いたします。

個人年会費	：一口	2000円
団体年会費	：一口	5000円

なお、会計年度は会計報告作成上、総会から総会までの間、すなわち、11月1日から10月31日と変更いたします。

## 2. FAX通信について

これまでは事務局の判断で、FAX通信で随時、基本的にはダム等事業審議委員会と対峙している団体にたいして、最新情報の提供と事務局からの意見具申をこなっていました。これからは、団体会費を納入いただいた団体には、FAX通信をお届けいたします。

個人会員の方でもFAX通信を希望される方は、同封の振り込み用紙にその旨記入され、二口以上の年会費を納入してください。

同封の振り込み用紙には必ずFAX番号も記入してください。FAX番号の記入がないと、FAX通信は不可能です。

団体会員の方々は、各団体と水源連との連絡責任者氏名とその住所、電話番号も必ずご記入ください。

振り込み用紙を同封いたします。今年度会費未納の方は4月末日までに払い込まれることを心からお願いいたします。今年度までの会費納入がすまされている方には領収書、もしくは納入会費有効期限を記載した紙片を同封いたしました。

これらが同封されていない方は、3月9日現在、未納、ということです。どうぞよろしく願いいたします。（行き違いの場合はお許しください）。

## 3. 会員拡大に向けて

ダム問題は全国いたるところにあります。が、水源連と連絡が取れていないところも多いと思われる。皆様が知る範囲で結構ですから、水源連への加入を勧誘をお願いいたします。事務局に紹介いただいても結構です。

全国の状況を把握するためにも、互いに力を合わせるためにも、会員拡大にも御協力ください。